

衆議院内閣委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 28 日（木）、第 6 回の委員会が開かれました。

- 1 ①重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（内閣提出第 24 号）
②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 25 号）
- ・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。
- | | |
|--------------------------|-------|
| （参考人） 東京大学未来ビジョン研究センター教授 | 渡部俊也君 |
| T M I 総合法律事務所パートナー弁護士 | 境田正樹君 |
| 日本弁護士連合会副会長 | 齋藤裕君 |
| 公益財団法人笹川平和財団特別研究員 | 大澤淳君 |
| 弁護士 | |
| 博士（法学） | 三宅弘君 |
- （質疑者）中山展宏君（自民）、太栄志君（立憲）、堀場幸子君（維教）、河西宏一君（公明）、塩川鉄也君（共産）、浅野哲君（国民）、緒方林太郎君（有志）、大石あきこ君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

中山展宏君（自民）

- （1） 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案（以下「セキュリティ・クリアランス法案」という。）
- ア 研究インテグリティ（研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性）の確保及び官民協力のエコシステムにおける民間セキュリティホルダーの貢献（渡部参考人）
 - イ 適性評価制度の同盟国・同志国との適合性及び研究に関する知的財産保護の方策（境田参考人）
 - ウ クリアランスホルダーになった場合の人生に与える影響（齋藤参考人）
 - エ 安全保障に資する情報の管理体制（三宅参考人）
- （2） 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案（以下「経済安保推進法改正案」という。）における基幹インフラ対象分野追加及びシグント（通信における諜報活動）の必要性（大澤参考人）

太栄志君（立憲）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 重要経済安保情報を情報監視審査会の対象としないことにより生じる問題（三宅参考人）
- イ 重要経済安保情報の指定に関する独立した確認機関の必要性（齋藤参考人）
- ウ 本法案に秘密指定されていないが管理が必要な情報（以下「C U I」という。）を規定できなかった理由（境田参考人）
- エ 同盟国・同志国との連携の在り方（大澤参考人及び境田参考人）

堀場幸子君（維教）

- （1） セキュリティ・クリアランス法案
- ア 適性評価制度の国際的互換性（大澤参考人及び渡部参考人）
 - イ C U I（渡部参考人）
 - ウ 適性評価のための調査機関の一元化（境田参考人）
 - エ 法律案と憲法との関係性（齋藤参考人）

- オ 情報監視審査会委員に対する適性評価の必要性（三宅参考人）
 - カ 秘密指定と知る権利のバランス（三宅参考人）
- (2) 経済安保推進法改正案における基幹インフラ対象分野の追加の必要性（大澤参考人）

河西宏一君（公明）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 事業者に対する適性評価の実施に当たっての国の支援の在り方（渡部参考人及び大澤参考人）
- イ CUIへの対応（境田参考人）
- ウ 適性評価の結果により不利益な取扱いを受けないことの担保（齋藤参考人及び三宅参考人）
- エ 適性評価へのAIの活用（渡部参考人及び境田参考人）

塩川鉄也君（共産）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 特定秘密の範囲を法改正せず運用基準の見直しで拡大することの是非（齋藤参考人及び三宅参考人）
- イ 諸外国が廃止する中でコンフィデンシャル級の法律を作る意味（渡部参考人及び齋藤参考人）
- ウ 同盟国・同志国との関係強化のための情報保全体制としての適否（渡部参考人）
- エ 米国以外の国との共同開発での障害を除くものとしての適否（渡部参考人）

浅野哲君（国民）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 省庁によりコンフィデンシャル情報の取扱いが異なることへの懸念（境田参考人及び大澤参考人）
- イ 膨大な対象者の適性評価の方法及び資格を保持する10年間における信頼性確認の在り方（大澤参考人及び渡部参考人）
- ウ クリアランスホルダーの流出を防ぐ具体的な方法及び個人としてクリアランスホルダーになりたい者への対応策（渡部参考人）
- エ コンフィデンシャル情報は情報公開請求されたとしても秘密解除されない可能性（三宅参考人）

緒方林太郎君（有志）

- (1) 公文書管理法の運用状況（三宅参考人）
- (2) 民間企業が保有する情報を保護するための方策（渡部参考人）
- (3) セキュリティ・クリアランス法案
 - ア 重要経済安保情報の定義が明確でないことと罪刑法定主義との関係（齋藤参考人）
 - イ 非公開性についての考え方（三宅参考人）
 - ウ 重要経済安保情報を取り扱う可能性がある者に対する適性評価実施の必要性（境田参考人）

大石あきこ君（れ新）

セキュリティ・クリアランス法案

- ア 諸外国においてコンフィデンシャル情報の取扱いが見直されている中で我が国が法制化を進める理由（渡部参考人）
- イ 情報監視審査会のようなチェック制度を設ける必要性（渡部参考人）

- ウ 重要経済安保情報の定義を明確にする必要性（渡部参考人）
- エ 本法律案の制定によりファイブアイズとの情報連携が進むとする理由（大澤参考人）